

八王子市介護サービス事業者等指導監査実施要綱

平成27年4月1日施行
平成29年4月1日改正
平成30年4月1日改正
令和2年7月1日改正
令和3年4月1日改正

第1 趣旨

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第76条、第76条の2、第78条の7、第78条の9、第83条、83条の2、第90条、第91条の2、第100条、第103条、第114条の2、第114条の5、第115条の7、第115条の8、第115条の17、第115条の18、第115条の27、第115条の28、第115条の45の7及び第115条の45の8並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第23条、第112条及び第113条の2並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する第54条の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者及び介護保険施設等（生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定（みなし指定を含む。）を受けたもの（以下「指定介護機関」という。）を含む。以下併せて「介護サービス事業者等」という。）に対して行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

第2 指導及び監査の目的

指導は、介護サービス事業者等に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護サービス事業者等の支援を基本とし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービス利用者の保護、指定基準の遵守及び保険給付請求等の適正化を図ることを目的とする。

監査は、介護給付等対象サービス及び第1号事業の内容、介護報酬及び第1号事業支給費の請求等に関し、入手した各種情報が人員、設備及び運営基準等の指定基準違反であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に改善指示等を行うことにより、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護を図ることを目的とする。

第3 指導及び監査の対象

この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げる介護サービス事業者等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護老人福祉施設
- (5) 介護老人保健施設

- (6) 指定介護療養型医療施設
 - (7) 介護医療院
 - (8) 指定介護予防サービス事業者
 - (9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
 - (10) 指定介護予防支援事業者
 - (11) 法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)の指定事業者
 - (12) (1)から(10)までの特例によりサービスを行う者
 - (13) 指定介護機関
- (11)については、集団指導及び監査のみを対象とする。

第4 指導について

1 指導方針

指導は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、条例等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指示等を行うことを方針として実施する。

2 指導形態等

指導の形態は次のとおりとする。

(1) 集団指導

第3に掲げた介護サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、集合形式又はオンライン等を活用した方法により行う。

(2) 実地検査

指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 一般検査

市が単独で行うもの。

イ 合同検査

市が厚生労働省や他の保険者等と合同で行うもの。

3 実地検査の実施方針及び実施計画

(1) 実地検査を効率的かつ効果的に実施するため、実地検査の重点項目等掲げる実地検査実施方針(以下「実施方針」という。)及び指導検査基準を別に定める。

(2) 実施方針に基づき、当該年度の実地検査の実施時期等を定めた実施計画(以下「実施計画」という。)を別に策定する。

4 指導対象の選定基準

指導は全ての介護サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については以下のとおり実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地検査の選定基準

ア 一般検査

(ア) 厚生労働省の示す指導重点事項に基づき、対象介護サービス事業者

等を選定する。

(イ) 別に策定する実施計画の選定方針に基づき、対象介護サービス事業者等を選定する。

(ウ) その他、市が特に実地検査を要すると認める介護サービス事業者等を選定する。

イ 合同検査

一般検査の対象とした介護サービス事業者等の中から選定する。

5 指導方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、内容等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求、制度改正内容及び過去の指導事例等について、集合形式又はオンライン等を活用した方法で行う。なお、未受講の介護サービス事業者等には、集団指導資料の公開場所を通知する等、必要な情報提供に努める。

(2) 実地検査

ア 実施通知

検査対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地検査の根拠法令、対象事業所及びサービス種別、実施日時、検査担当者、留意事項、準備書類等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。ただし、あらかじめ通知したのでは、当該事業所における事実関係を確認することができないと認められる場合は、検査の開始時に文書を交付することにより通知するものとする。

イ 検査方法

実地検査は、本市が定める条例等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。

ウ 検査結果の通知等

検査の結果については、検査後講評を行うものとし、後日文書により通知する。

エ 改善状況報告書の提出

当該介護サービス事業者等に対して、文書により改善を求めた場合は、検査結果通知後原則30日以内に、改善状況報告書の提出を求める。

オ 検査結果等の情報共有

検査結果及びその内容については、決裁時の合議により関係所管課に情報共有を行う。

6 調査書等の提出

検査の実施に当たっては、介護サービス事業者等にあらかじめ検査に必要な書類の提出を求める。

第5 監査への変更

実地検査中に次に該当する状況を確認した場合は、実地検査を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認された場合。
- (2) 利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。
- (3) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合。

第6 監査について

1 監査の方針

監査は、介護サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、指定取消し等に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

2 監査対象となる介護サービス事業者等の選定基準

監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

(1) 要確認情報

ア 市、都、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び地域包括支援センター等へ寄せられた通報、苦情及び相談等に基づき、関係所管課が運営指導等を実施して得た情報

イ 介護サービス情報の報告及び公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

(2) 実地検査において確認した情報

法第23条及び生活保護法第54条の2第5項及び第6項において準用する第54条により検査を行った介護サービス事業者等について確認した指定基準違反等の情報

3 監査の実施方法等

(1) 実施通知

監査対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠法令、対象事業所及びサービス種別、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備書類、留意事項等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。ただし、あらかじめ通知したのでは、当該事業所における事実関係を確認することができないと認められる場合は、監査の開始時に文書を交付することにより通知するものとする。

(2) 監査方法

介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは当該介護サービス事業者等の当該指定に係る事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査をする。

(3) 出席者

監査に当たっては、監査対象となる介護サービス事業者等の開設者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者及びその他関係者の出席を求める。

4 監査調書の作成

監査担当者は、検査終了後、監査調書を作成する。

5 監査結果の通知等

(1) 監査結果の通知

監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行う。

(2) 報告書の提出

市は、当該介護サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、その改善の状況を文書により報告を求める。

6 勧告及び公表

市は、介護サービス事業者等（指定介護機関を除く。）に指定基準違反等の事実が確認された場合、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を順守すべきことを勧告することができる。また、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

7 行政処分所管部署への通知

当該介護サービス事業者等が勧告に従わない場合、又は指定の取消し等の行政処分に該当すると認められる場合は、その旨を行政処分の所管部署へ通知する。

8 関係機関との連携

監査の効果を高めるために、東京都及び他の保険者等並びに国保連との連携を図る。

9 その他

監査結果の通知、勧告及び公表を行った場合は、利用者保護の観点からその内容について、介護サービス事業者等の事業活動区域に該当する他の区市町村（保険者）への情報提供を行う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。